

令和8年度

業 務 概 要

新潟県上越家畜保健衛生所

〒943-8551 新潟県上越市本城町5番6号

TEL 025-526-9441

FAX 025-522-1724

E-mail ngt066060@pref.niigata.lg.jp

目 次

第1 所の概要

1 沿革	1
2 施設	1
3 組織及び事務分掌	1
4 管内の概況	2
(1) 所管地域	
(2) 畜産の概況	
(3) 家畜衛生の概況	

第2 令和8年度 家畜衛生事業計画

1 基本的な考え方と具体的方策	4
2 家畜伝染病予防事業	6
3 家畜衛生推進事業	8
(1) 監視体制の整備・強化	
(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防	
(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止	
(4) 畜産物の安全性向上	
4 畜産物の安全性確保事業	9
5 放牧衛生対策	9
6 動物薬事・獣医事	9
(1) 動物薬事指導	
(2) 獣医事指導	
7 家畜生産改良関係事業	10
(1) 種畜検査	
(2) 家畜人工授精所、家畜人工授精師	
(3) にいがた和牛レベルアップ推進事業	
8 その他	10
(1) 中心的経営体指導強化推進事業	
(2) 農業共済事業への協力	
(3) 学校飼育家畜飼養管理指導	

第3 令和7年度 家畜衛生事業成績

1 家畜伝染病予防事業	11
(1) 検査等実施状況	
(2) 牛の検査	
(3) 豚の検査	
(4) 鶏の検査	
(5) 蜜蜂の検査	
(6) 豚熱ワクチン接種状況及び野生イノシシの浸潤状況調査	
(7) 病性鑑定	
2 家畜衛生推進事業	15
(1) 監視体制の整備・強化	
(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防	
(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止	
(4) 畜産物の安全性向上	
3 畜産物の安全性確保事業	18
4 放牧衛生対策	18
5 動物薬事・獣医事	19
6 家畜生産振興事業	20
(1) 種畜検査	
(2) 家畜人工授精	
(3) にいがた和牛レベルアップ推進事業	
7 その他	21
(1) 中心的経営体指導強化推進事業	
(2) 農業共済事業への協力	
(3) 学校飼育家畜飼養管理指導	
8 調査研究等の概要	22
令和7年度新潟県家畜保健衛生業績発表会	

第4 参考資料

家畜衛生関係等手数料	23
------------	----

第1 所の概要

1 沿革

昭和 24 年 4 月	県条例により高田家畜衛生指導所として高田市本城町に設置
昭和 25 年 8 月	家畜保健衛生所法の施行により高田家畜保健衛生所に名称変更
昭和 27 年 4 月	県条例改正により各郡にそれぞれ中頸城、東頸城及び西頸城家畜保健衛生所を設置（中頸城：高田市、東頸城：大島村、西頸城：糸魚川市）
昭和 42 年 8 月	広域家畜保健衛生所に再編整備のため、県条例の改正により中頸城、東頸城及び西頸城家畜保健衛生所を統合して上越家畜保健衛生所となる
昭和 56 年 12 月	新築された上越総合庁舎分館内に移転（上越市本城町 5 番 6 号）
平成 元年 4 月	県条例の改正により現在の組織体制となる。
平成 17 年 4 月	市町村合併により、松代町、松之山町が十日町市と合併し管轄外となる

2 施設

(1) 用地

新潟県上越地域振興局庁舎敷地 18,311.96 m²

(2) 建物

庁舎（上越地域振興局庁舎分館 1 階の一部：鉄筋コンクリート造） 270.07 m²

事務室、所長室、検査室、診断・実験室、器具洗浄・消毒室、解剖室等

小動物飼育舎（鉄筋コンクリート造） 10.00 m²

焼却炉舎（鉄筋コンクリート造） 19.78 m²

車庫（上越地域振興局庁舎共同車庫の一部：鉄筋コンクリート造） 23.75 m²

(3) 焼却炉：コムトロ焼却炉 A-22（休止中）1 基

(4) 公用車：小型貨物ライトバン 2 台

3 組織及び事務分掌

<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">所長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 10px auto;">次長</div> </div>	課・係		主な事務分掌
	企画指導課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事、公印、文書、会計 ・ 県有財産の維持管理 ・ 職員の給与、福利厚生
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜衛生技術指導 ・ 畜産物の安全性確保 ・ 動物薬事、獣医事 ・ 家畜の生産改良指導 ・ 家畜衛生の広報
	防疫課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病予防 ・ 家畜の病性鑑定 ・ 家畜の放牧衛生 ・ 家畜自衛防疫の推進 	

【職員】

所長	次長	課・係	課長	職員
岡本英司	會田恒彦	企画指導課	次長兼務	獣医師 牧井賢充 主事 前田紀貢子
		庶務係	係長 杉田康裕 主事 木方理子 専門員 茂野伸行 主査 池田あかね	主査 齊藤智子 主事 五十嵐健太 専門員 仲村建吾
		防疫課	木村仁徳	主任 市川雄紀

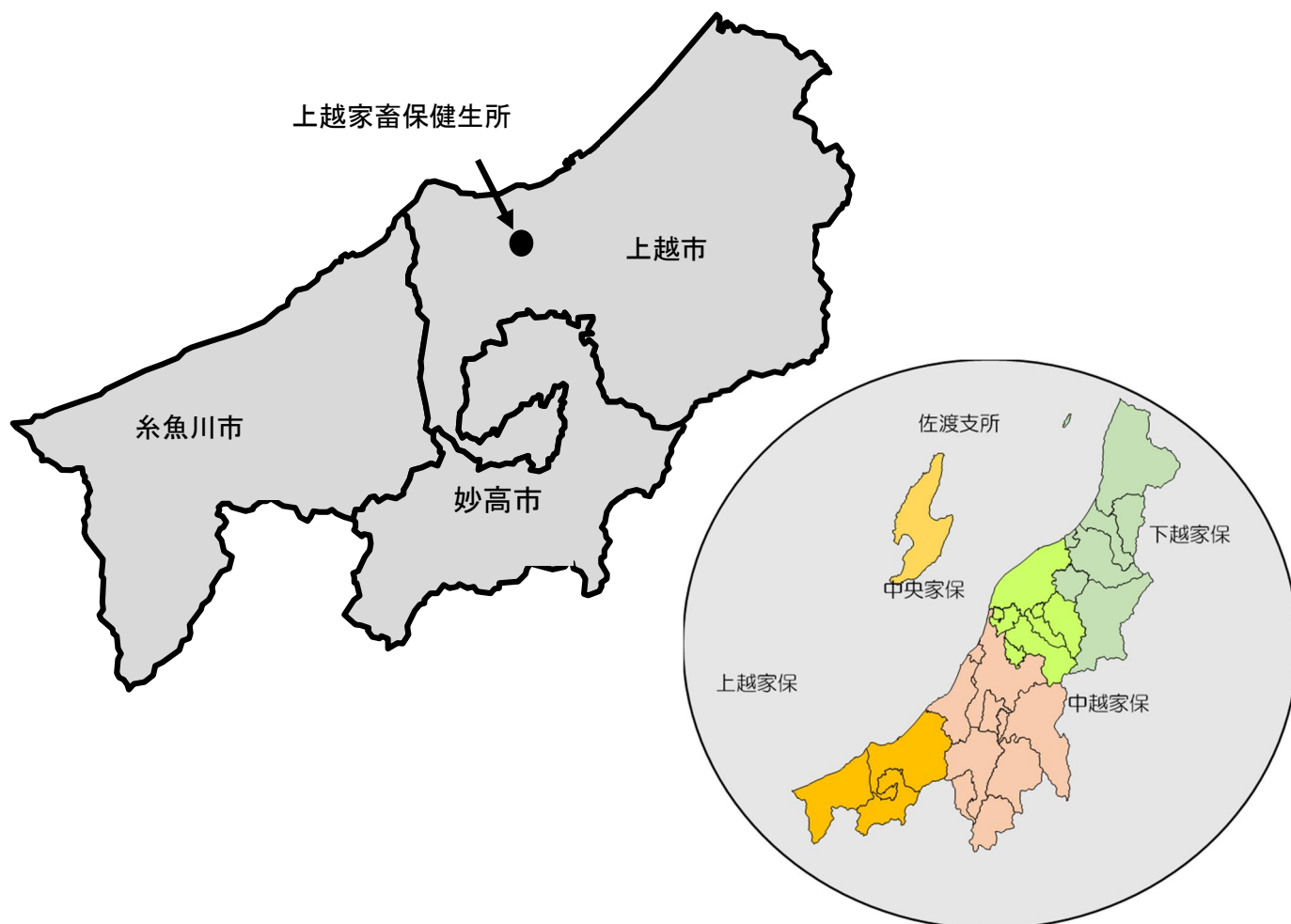
(庶務係) : 上越地域振興局農林振興部または企画振興部兼務職員

4 管内の概況

(1) 所管地域： 上越市、糸魚川市、妙高市

面積： 2,165.76 km²

人口： 242,216 人、世帯数 106,740 世帯 (令和8年4月現在)



(2) 畜産の概況

管内の家畜飼養動向は、飼養者の高齢化や後継者不足、飼料価格の高騰等の要因により、飼養戸数は年々減少しており、10年前と比べ約半数に減少している。

畜種別戸数では、乳用牛は前年から1戸減少し、上越市、妙高市、糸魚川市の10戸で飼養されている。肉用牛は主に上越市で飼養されており、昨年から2戸減の15戸となったが、近年、就農した若手飼養者もあり、生産基盤の強化に取り組んでいる。養豚は令和5年度以降、上越市の公立農業高校でのみ飼養されている。養鶏は、令和6年度に高病原性鳥インフルエンザが発生した上越市の農場は廃業したため、現在は上越市と糸魚川の4戸で飼養されている。なお、糸魚川市では「にいがた地鶏」の飼育も行われている。このほか、妙高市には笹ヶ峰放牧場があり、県内から乳用育成牛や肉用繁殖牛等が預託されて夏季放牧が行われている。

【家畜飼養状況】

畜種	飼養施設数		飼養頭羽数		1戸当たり飼養規模	
	令和8年	令和7年	令和8年	令和7年	令和8年	令和7年
乳用牛	10戸	11戸	183頭	213頭	18頭	19頭
[前年比]	91%	100%	86%	90%	95%	86%
肉用牛	15戸	17戸	526頭	584頭	35頭	34頭
[前年比]	88%	94%	90%	92%	103%	97%
豚	1戸	1戸	12頭	27頭	12頭	27頭
[前年比]	100%	100%	44%	71%	44%	71%
鶏	4戸	4戸	390,400羽	415,086羽	97,600羽	103,722羽
[前年比]	100%	80%	94%	107%	94%	134%

・各年とも、定期報告書で報告された2月1日時点の飼養状況を集計（鶏は100羽以上が対象）

(3) 家畜衛生の概況

高病原性鳥インフルエンザは、令和7年度シーズンに全国で16道府県24事例の発生が確認された。令和2年度から6年連続の全国的な流行であったが、令和7年度の新潟県は管外で2事例の発生があり、約91万羽が殺処分の対象となった。豚熱は、死亡または捕獲した野生いのしし検査で、県内4市18頭の陽性が確認されている。全国では令和7年度、群馬県及び静岡県で5事例、8年4月には豚の主産地である南九州地方で初となる宮崎県での発生が確認された。

管内で家畜伝染病予防法における家畜伝染病は確認されていないが届出伝染病では地方病性（成牛型）牛伝染性リンパ腫、アカリダニ症、その他の伝染性疾患では、牛ウイルス性下痢（持続感染牛摘発）、牛ロタウイルス病がそれぞれ確認された。

韓国では令和8年1月に韓国国内で9か月ぶりに口蹄疫の発生が確認され、国内へのウイルス侵入リスクが高まっており、農場での飼養衛生管理基準の徹底が重要となっている。

【管内の家畜伝染病及び伝染性疾患等の発生状況（令和7年4月～令和8年3月）】

区分	畜種	病名	件数	頭群数
家畜伝染病			0	0
届出伝染病	牛	地方病性（成牛型）牛伝染性リンパ腫	2	2
	蜂	アカリダニ症	1	2
伝染性疾患等	牛	牛ウイルス性下痢（持続感染牛）	3	3
	牛	牛ロタウイルス病	2	2

第2 令和8年度 家畜衛生事業計画

1 基本的な考え方と具体的方策

(1) 基本的な考え方

○ 背景（畜産経営を取り巻く環境）

- ・ 本県の畜産を取り巻く環境は、近年、飼料価格の高止まりや生産資材の上昇、担い手の減少など極めて厳しい状況にある。養鶏・養豚は大規模法人化が進展し生産が維持されているが、酪農と肉用牛経営は規模が小さく、周辺の都市化、高齢化等により、飼養戸数や頭数が減少している。
- ・ 家畜伝染病の発生リスクは増大しており、国内では、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱の発生が続発している。また、海外からの口蹄疫、アフリカ豚熱の侵入リスクも高まっている。これら家畜伝染病の発生予防対策を着実に講ずるとともに、万一の発生に備えた防疫措置に万全を期す必要がある。
- ・ 畜産経営の持続的な発展のため、経営体質・生産基盤の強化を図り、収益性の高い畜産経営体の育成、畜産物の消費拡大を図る必要がある。

○ 取り組むべき課題

- ・ 家畜伝染病の発生予防とまん延防止体制の強化
- ・ 畜産経営の生産性向上及びコスト低減による所得確保
- ・ 担い手への規模拡大等による生産基盤の強化

(2) 具体的方策

○ 家畜伝染病の発生予防とまん延防止体制の強化

- ・ 家畜伝染病の発生予防するために、生産者に対して最新情報の提供と注意喚起を行うとともに、飼養衛生管理基準の遵守徹底・改善指導を行う。
- ・ 家畜伝染病の万一の発生に備え、防疫計画の再点検、地域振興局との連携・協力及び防疫訓練を実施し、危機管理体制・まん延防止体制の強化を図る。

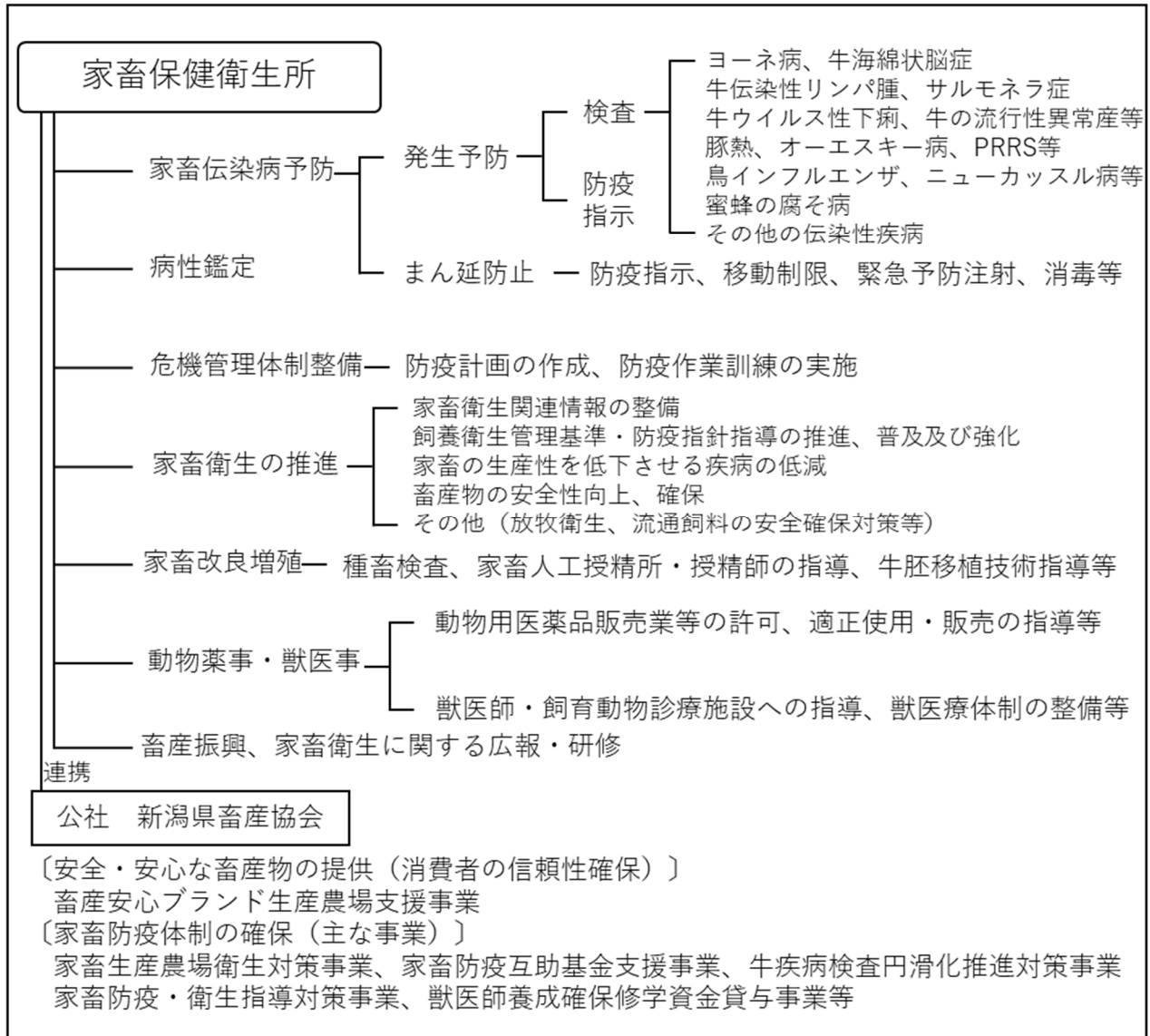
○ 畜産経営の生産性向上及びコスト低減による所得確保

- ・ 肉用牛の繁殖農場では、受精卵移植技術を活用した優良雌牛及び子牛生産を、肥育農場では、飼養管理指導による枝肉成績向上等の支援を行うことで「にいがた和牛」の市場競争力の強化、消費拡大を図る。また、酪農家に対して、乳質改善支援により、より高品質な生乳生産体制の強化を行い、生産性向上を図る。
- ・ 公共放場への衛生対策として、検査成績に基づく分離放牧による牛伝染性リンパ腫ウイルス（BLV）の感染対策を推進し、公共牧場の利用を通じて生産コストの低減を図る。また、BLV感染対策に意欲的な農場では清浄化に向けた取組を継続していく。

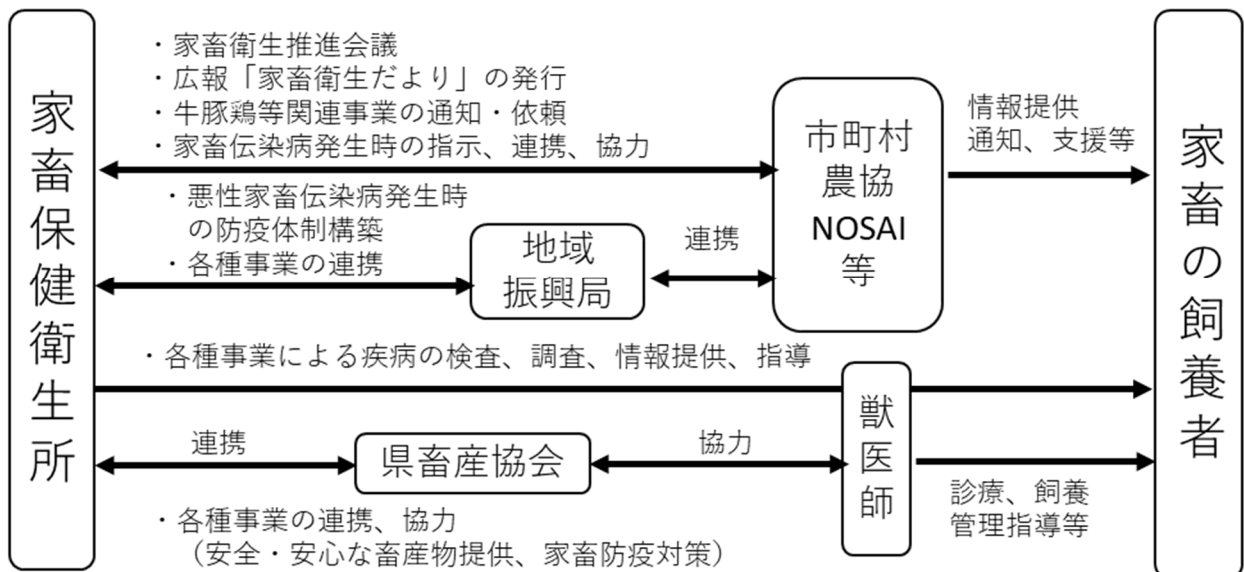
○ 担い手への規模拡大による生産基盤の強化

- ・ 意欲ある畜産の担い手への、技術指導、衛生対策の改善・高度化及び生産性向上を支援する。
- ・ 地域畜産クラスターの活動等を支援する。

【家畜衛生のしくみ】



【家畜保健衛生所と各機関の関係】



2 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法の規定に基づき、下記の監視伝染病の検査を実施し、発生予防、早期発見・迅速な防疫措置を講じるとともに、発生予察のための検査、調査を実施し、より効果的な防疫の推進を図る。

検査名		計画頭羽数	実施予定時期	検査内容（対象など）
牛	ヨーネ病	乳用牛 55 肉用牛 25	年間	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地域：管内全域 ・前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 ・前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育する肉用雌牛 ・家畜保健衛生所長が必要と認める牛
	牛伝染性リンパ腫	330	年間	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地域：管内全域 ・放牧牛とその関連牛
	牛サルモネラ症	40	年間	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地域：管内酪農家及び肉牛農家 ・糞便からの菌分離（抽出検査）
	アカバネ病	36	6月 8月 9月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・アカバネ病の流行予察調査 ・実施地域：管内酪農家及び肉牛農家 ・3か所(各3頭)×4回 ・未越夏(昨年11月～今年4月生)等でワクチン未接種の牛
	牛ウイルス性下痢	バルク乳 9	年間	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地域：管内酪農家全戸 バルク乳を回収し、遺伝子検出
	ピロプラズマ症	120	7～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・放牧牛 ・放牧中、下牧時の年2回実施
	牛海綿状脳症		年間	<ul style="list-style-type: none"> ・特定症状を呈した牛 ・進行性で他の一般的な理由を説明できない歩行困難、起立不能等の症状や関連症状（神経症状等）を呈した牛
	[採材] 長岡市 中央家畜保健衛生所 BSE 検査施設			
	牛伝染性疾病	1,600	年間	口蹄疫、牛海綿状脳症(BSE)等の臨床検査
馬	馬伝染性疾病	3	年間	馬インフルエンザ等の臨床検査

検査名		計画 頭羽数	実施予定 時期	検査内容（対象など）
豚	豚熱	72	年間	ワクチン免疫付与状況確認検査（1農場）
	豚伝染性 疾病	100	年間	豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫の臨床検査
鶏	ニューカ ッスル病	20	年間	抗体保有状況を把握し、適切なワクチン接種 を指導
	鳥インフ ルエンザ	定点：80 強化：10	6～9月 10～3月	抗体検査による監視（定点：2農場で各4回、 強化：1農場）
	鶏伝染性 疾病	128,000	年間	鳥インフルエンザ等の臨床検査
羊	羊伝染性 疾病	30	年間	口蹄疫、TSE等の臨床検査
蜜蜂	腐蛆病	150群	年間	・ 県外移入蜂群検査 2業者 ・ 管内飼養蜂群検査

実施項目		計画 頭羽数	実施予定 時期	内容（対象など）
注 射	豚熱ワクチン	72	年間	・ 約21～35日齢の子豚 ・ 繁殖豚 2回目：初回接種から6か月後 3、4回目：前回接種から1年後

実施項目		計画 頭羽数	実施予定 時期	内容（対象など）
防 疫 措 置	病性鑑定		年間	不明疾病について、迅速・的確に病性を診断 し、まん延防止のための効果的な対策を指導 する。
	防疫指示		年間	監視伝染病の発生時に、まん延防止を図るた め防疫対策を指示する。
	畜舎消毒		年間	監視伝染病の発生時に、まん延防止を図るた め畜舎消毒を行う。

3 家畜衛生推進事業

家畜衛生の推進と畜産物の安全性確保のため、飼養衛生管理基準の遵守指導、慢性疾病対策、食中毒菌検査及び残留薬品検査等を実施する。

事業名	事業内容等	
(1) 監視体制の整備・強化	○ 家畜衛生関連情報の整備 畜産農家への巡回調査及び情報の収集と提供を行い、異状時における通報体制を確保する。	《対象》 酪農 10 戸、肉用牛 15 戸 養豚 1 戸、鶏 4 戸 山羊・羊 5 戸
	○防疫マップ及び防疫計画書の整備 家畜伝染病の発生に備え、畜産農家等の位置情報及び衛生関連情報を電子地図等に蓄積、防疫計画書を随時更新し、円滑な防疫体制を整備する。	《対象》 全畜産農家
	○ 精度管理の適切な実施 家畜の伝染性疾病の検査の信頼確保のため、精度管理を実施する。	精度管理講習会に参加、検査機器の適正管理、標準作業手順書の更新
(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防	○ 推進会議の開催 特定家畜伝染病防疫指針等に基づく地域の取り組みを推進し、併せて家畜衛生対策事業を円滑かつ効率的に実施するため推進会議を開催する。	家畜衛生対策推進会議 令和 8 年 5 月開催
	○ 広報等の発行 家畜衛生関連情報等を収集し、畜産農家及び関係機関に伝達する。	家畜衛生だよりを年 3 回発行
	○ 飼養衛生管理水準の向上 家畜伝染病予防法第 12 条の 3 で規定されている「家畜の所有者が遵守すべき基準」(飼養衛生管理基準) について周知するとともに、現地調査・改善指導を行う。また、地域が一体となった発生予防の取り組みのため、研修会等を開催する。	《対象》 全畜産農家
	○ 発生予防の体制整備 家畜の損耗防止と生産性の向上を図るため、生産現場で問題となっている疾病等に対し、調査・検査及び対策を実施する。	《対象》 牛：4 戸 9 回
	○ 鶏卵衛生管理体制整備 サルモネラの汚染実態調査を実施し、指針に基づく衛生管理を推進する。	《対象》 採卵鶏農場 3 戸 11 回

<p>(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止</p>	<p>○ 疾病発生時の体制整備 特定家畜伝染病（鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱等）の発生に備え、迅速かつ的確なまん延防止対策が講じられるよう防疫訓練等を実施し、危機管理体制を強化する。</p>	<p>・ 全県防疫訓練：9月に中央家畜保健衛生所管内で実施予定 ・ 振興局防疫訓練：上越地域振興局及び糸魚川地域振興局で全県訓練後にそれぞれ実施予定</p>
<p>(4) 畜産物の安全性向上</p>	<p>○ 農場 HACCP の推進 HACCP 方式による衛生管理手法を導入した農場を畜産安心ブランド生産農場として認定するとともに、検査の充実強化を通じてより安全・安心な県産畜産物の提供と生産性向上を図る。</p>	<p>《対象》 酪農 4 戸、肉用牛 5 戸 養豚 1 戸、採卵鶏 3 戸 にいがた地鶏 1 戸</p>
	<p>○ 動物用医薬品の適正使用と危機管理 ・ 薬剤耐性菌の発現状況検査 ・ 動物用医薬品使用実態調査</p>	<p>《対象》 畜産農家 3 戸</p>

4 畜産物の安全性確保事業

安全な畜産物の生産を確保することを目的として、畜産安心ブランド生産農場の生産物（鶏卵、鶏肉）に対して飼料添加物残留検査を実施する。

対象：鶏卵 3 件、鶏肉 1 件

5 放牧衛生対策

笹ヶ峰放牧場の牛伝染性リンパ腫ウイルス検査において、上牧前の徹底した感染確認と、毎月の定期検査で陰性牛群における陽転牛を摘発し、陽性牛と陰性牛の分離放牧を支援することにより、管内牛飼養農家の清浄化促進ならびに管外も含めた陽性牛の預託も受け入れる放牧体制を維持する。加えて、ピロプラズマ症をはじめとする各種疾病による生産性の阻害も懸念されるため、それらの疾病対策を講じていく。

6 動物薬事・獣医事

(1) 動物薬事指導

動物用医薬品の販売から使用に至る流通の各段階における関係者に対し指導監視を行う。

また、医薬品残留のない安全な畜産物生産や薬剤耐性菌の発現を抑制するため、家畜の飼養者並びに獣医師に対し、動物用医薬品の適正使用または慎重使用について啓発指導を行う。

ア 動物用医薬品販売業及び動物用管理医療機器販売業の許可等事務

令和 8 年度対象：特例店舗販売業 2 件

イ 動物用医薬品販売業者に対する適正販売の監視及び指導

令和 8 年度対象：7 店舗、年 1 回実施

ウ と畜場出荷畜の抗菌性物質残留事例に伴う原因調査

(2) 獣医事指導

獣医師法及び獣医療法に基づき、獣医師及び診療施設に対する指導を行う。

ア 飼育動物診療施設の開設・廃止等の届け出の受理

イ 飼育動物診療施設に対する巡回立入り指導

令和8年度対象：7施設、年1回実施

管内の動物用医薬品等販売業店舗並びに飼育動物診療施設（R8.4.1現在）

動物用医薬品等販売業者			飼育動物診療施設
特例店舗販売業	高度管理医療機器等 販売・貸与業	管理医療機器等 販売・賃貸業	
22	2	2	22

7 家畜改良関係事業

(1) 種畜検査

家畜改良増殖法第4条第1項の規定に基づき、種畜の衛生検査を実施する。

なお、令和8年度は対象種雄牛がないため実施しない。

実施予定日	市町村	飼養場所	対象種畜	対象頭数
7月7日	妙高市	笹ヶ峰放牧場	種雄牛：黒毛和種	0頭

(2) 家畜人工授精所、家畜人工授精師への指導等

家畜改良増殖法に基づき、家畜人工授精所開設許可等の事務及び精液等の適正な流通を図るための指導を行う。

【管内の家畜人工授精所許可施設（R8.4.1現在）】

家畜の種類及びその家畜人工授精所の業務の別	施設数
牛：家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存	7件

(3) にいがた和牛レベルアップ推進事業

畜産研究センターと連携し生産者や技術者を支援し、受精卵移植による遺伝的能力の高い和牛子牛の増産を図るとともに、肥育技術等向上のための現地調査（血中ビタミンA濃度検査等）及び技術指導を行う。

① 受精卵活用型生産拡大対策

② 資質向上のための情報収集及び分析

③ 全国規模の和牛共進会に向けたチャレンジ対策

8 その他

(1) 中心的経営体指導強化推進事業

地域の中心となる畜産経営体への経営診断指導等に参画する。

(2) 農業共済事業への協力

農業共済組合が実施する家畜巡回検診等に同行し、家畜衛生に関する助言指導を行う。

(3) 学校飼育家畜飼養管理指導

家畜を飼育している小学校の教員に対して飼育研修会や衛生指導を行う。

第3 令和7年度 家畜衛生事業成績

1 家畜伝染病予防事業

(1) 検査等実施状況

	検査名	実施 件数	患畜又は 抗体陽性	摘要
牛	ヨーネ病（抗体）	74	0	
	牛海綿状脳症（抗原）	0	0	
	牛伝染性リンパ腫（抗体）	299	10	笹ヶ峰上牧牛ほか
	ピロプラズマ症（血液）	125	19	笹ヶ峰上牧牛
	牛サルモネラ症（糞便）	42	0	
	牛ウイルス性下痢（PCR法）	9	1	バルク乳
	牛ウイルス性下痢（PCR法）	219	9	笹ヶ峰上牧牛ほか
	アカバネ病（抗体）	36	5	発生予察
	牛伝染性疾病（臨床）	2,146	0	口蹄疫、牛海綿状脳症等
豚	豚熱（抗体）	52	30	ワクチン抗体
	オーエスキー病（抗体）	0	0	
	豚繁殖・呼吸障害症候群（抗体）	0	0	
	豚伝染性疾病（臨床）	139	0	豚熱、口蹄疫等
鶏	ニューカッスル病（抗体）	20	19	ワクチン抗体
	鳥インフルエンザ（抗体）	90	0	定点 80 強化 10
	鶏伝染性疾病（臨床）	130,680	0	鳥インフルエンザ等
羊	羊伝染性疾病（臨床）	28	0	口蹄疫、TSE等
蜜蜂	腐蛆病（臨床・細菌）	131	0	
注射	豚熱の予防注射	42		
防疫 措置	病性鑑定	14		
	防疫指示	0		
	畜舎消毒	0		

(2) 牛の検査

ア ヨーネ病（エライザ法による抗体検査）

市	戸数	検査頭数	陽性頭数
上越市	15	56	0
糸魚川市	2	12	0
妙高市	3	6	0
計	20	74	0

イ 牛伝染性リンパ腫（エライザ法による抗体検査）

検査数	陽性数	陽性率(%)
299	10	3.3

ウ 牛サルモネラ症（糞便からの分離検査）

戸数			頭数		
検査数	分離陽性数	陽性率(%)	検査数	分離陽性数	陽性率(%)
9	0	0	42	0	0

エ アカバネ病の流行予察調査（中和試験による抗体検査）

検査月	6月	8月	9月	11月
陽性頭数／ 検査頭数	1／9	2／9	1／9	1／8

対象：乳用牛2戸（上越市、糸魚川市）、肉用牛1戸（上越市）※陽性はワクチン抗体

(3) 豚の検査

豚熱ワクチン免疫付与確認検査（エライザ法による抗体検査）

検査戸数（回数）	検査頭数	陽性頭数	陽性率(%)
1(5)	52	30	57.7

(4) 鶏の検査

ア ニューカッスル病（HI 試験による抗体検査）

検査戸数 (回数)	検査 羽数	HI 抗体価										
		<5	5	10	20	40	80	160	320	640	1280≧	平均
2(2)	20	1	2	4	6	3	1	3				22.2

注1：いずれもワクチン抗体

注2：感染防御に必要とされる抗体価は10倍以上

イ 鳥インフルエンザ（エライザ法による抗体検査）

区分	検査戸数	調査検体数	成績	備考
定点検査	2	80	全羽陰性	6～9月に各戸月10羽検査
強化検査	1	10	全羽陰性	10月実施

(5) 蜜蜂の検査

腐蛆病検査

検査件数	検査群数	成績	備考
4	131	全群陰性	上越市 転飼：1戸120群、定飼：2戸7群 妙高市 転飼：1戸2群 糸魚川市 転飼：1戸2群

(6) 豚熱ワクチン接種状況及び野生イノシシの浸潤状況調査

ア 豚熱ワクチン接種状況

接種戸数(延べ回数)	接種頭数
1(4)	42

イ 野生イノシシの調査(PCR検査とエライザ法による抗体検査)

検査頭数 (うち死亡)	陽性頭数		備考
	豚熱	アフリカ豚熱	
47(3)	0	0	対象：捕獲又は死亡イノシシ 捕獲イノシシは猟友会員が採材した血液を検査

(7) 病性鑑定

畜種	初診 月日	診断名	発生地	発生 戸数	飼養 頭羽数	発生 頭羽数	検査 頭羽数	備考
牛	R7. 5. 7	牛ウイルス性下痢 (持続感染牛摘発)	糸魚川市	1	50	1	1	乳用育成 牛
	5. 21	牛伝染性リンパ腫 [地方病性(成牛型)牛伝染性 リンパ腫]	上越市	1	130	1	1	黒毛和種 繁殖牛
	6. 11	牛ウイルス性下痢 (持続感染牛摘発)	糸魚川市	1	49	1	1	交雑種子 牛
	6. 23	牛の下痢症 (原因不明)	上越市	1	13	2	2	黒毛和種 子牛・育 成牛
	7. 15	牛の下痢症 (原因不明)	上越市	1	6	1	1	乳用牛
	8. 19	牛ウイルス性下痢 (持続感染牛摘発)	妙高市	1	6	1	1	黒毛和種 繁殖育成 牛
	10. 8	牛の異常産 (原因不明)	糸魚川市	1	40	1	1	乳用牛
	12. 3	牛ロタウイルス病	上越市	1	15	1	1	黒毛和種 子牛
	12. 9	牛の下痢症 (原因不明)	上越市	1	7	1	1	黒毛和種 繁殖牛
	R8. 1. 7	異常産 (原因不明)	糸魚川市	1	40	1	1	乳用牛
	1. 15	牛ロタウイルス病	上越市	1	123	1	1	黒毛和種 子牛
	3. 17	牛伝染性リンパ腫 [地方病性(成牛型)牛伝染性 リンパ腫]	上越市	1	130	1	1	黒毛和種 繁殖牛
蜜蜂	R7. 4. 24	アカリンダニ症を疑う	糸魚川市	1	2群	1群	1群	ニホンミ ツバチ
	R8. 3. 3	アカリンダニ症	糸魚川市	1	2群	1群	1群	ニホンミ ツバチ

2 家畜衛生推進事業

(1) 監視体制の整備・強化

ア 巡回調査・情報収集

畜産農家を巡回し、飼養状況・疾病発生状況の調査及び家畜の損耗防止・生産性向上のための必要な検査を行い、その結果に基づく対策指導を実施した。

対象農家	実施戸数	主な調査・検査項目等
乳用牛	10戸 (延べ62戸)	飼養管理状況調査、疾病発生状況調査 乳房炎検査及び搾乳衛生指導
肉用牛	16戸 (延べ67戸)	飼養管理状況調査、疾病発生状況調査 血中ビタミンA濃度検査
豚	1戸 (延べ3戸)	飼養管理状況調査、豚熱対策、疾病発生状況調査
採卵鶏 ブロイラー	6戸 (延べ34戸)	飼養管理状況調査、鳥インフルエンザ対策、疾病発生状況調査 (小規模飼養者含む)

イ 防疫マップ及び防疫計画書の整備

鳥インフルエンザ、豚熱発生時の全農場の防疫計画書について、過去の発生事例を参考に見直しを実施した。また、口蹄疫発生の防疫計画書についても見直しを行い、課題等を整理した。

ウ 広報等の発行

「家畜衛生だより」を定期発行するとともに、家畜伝染病の発生等、緊急性の高い情報を、「家畜衛生情報」として、メール・FAXにより随時発信した。

内容	対象
「家畜衛生だより」の発行	畜産農家・市・団体等 3回発行(60部/回)
「家畜衛生情報」の発信	畜産農家・市・団体等 延べ108回

エ 精度管理の実施

対象疾病検査で使用する機器の点検方法、標準作業手順書について確認した。

(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防

ア 推進会議

地域における家畜衛生対策を円滑かつ効率的に推進するため、事業推進会議を開催した。

区分	開催回数	参加数	対象
家畜衛生対策推進会議	1回	14	市、農協、共済(診療所)、県機関

イ 飼養衛生管理基準遵守指導の強化

飼養衛生管理基準の遵守指導のため農家を巡回し、消毒方法、家畜の移動など飼養衛生管理面で改善の必要がある農家に対して改善指導を行った。

畜種	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
巡回農家数 (実)	10	16	1	5 (小規模含む)	1

(3) 家畜の伝染性疾病等のまん延防止

ア 発生予防の体制整備

家畜の生産現場で問題となっている慢性疾病について、生産性阻害要因の究明、衛生管理の改善等の指導・対策を講じた。

区分	調査戸数	調査回数	検査	調査項目等
牛疾病	4戸	9回	9回 180検体	乳房炎、VA欠乏症

イ 疾病発生時の体制整備

高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、防疫訓練を実施した。

地域振興局	開催日	訓練内容	参加者
上越地域	10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ HPAI 防疫対応の説明 ・ 発生事例の説明 ・ 防疫対応マニュアルの説明 ・ 初動対応判別グループワーク 	振興局、市、関係機関 計 43 名
糸魚川地域	中止※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の内容について資料や動画で個別研修 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 鳥インフルエンザ発生状況 ➤ HPAI 防疫対応 	振興局、市、関係機関

※開催予定時期が県内養鶏場での HPAI 発生と重なったため、防疫訓練は中止

(4) 畜産物の安全性向上

ア 生産衛生管理体制の整備

安全・安心な県産畜産物の生産拡大を図るため、HACCP の考えに基づく衛生管理手法を生産現場に普及する取り組みを継続し、本方式を導入した農場を「畜産安心ブランド生産農場」として認定（認定機関：公益社団法人 新潟県畜産協会）する事業を推進した。認定制度のレベルを維持するため認定農場の衛生検査（食中毒菌等の細菌検査）を行った。

(ア) 認定農場数

対象農家	乳用牛	肉用牛	養豚	採卵鶏	肉用鶏 (にいがた地鶏)
認定農場数	4	5	1	3	1

(イ) 認定農場の衛生検査

畜種	検査項目	材料	農場数	検査数	結果
乳用牛	サルモネラ	糞便	4	17	全例陰性
	腸管出血性大腸菌	糞便	4	17	全例陰性
肉用牛	サルモネラ	糞便	5	25	全例陰性
	腸管出血性大腸菌	糞便	5	25	(陽性): 0-157(2)、0-26(0)
肉用鶏	サルモネラ	畜舎環境、糞便	1	20	全例陰性
	カンピロバクター	糞便	1	10	全例陰性

イ 鶏卵衛生管理体制整備

衛生的な鶏卵の生産体制を推進するため、採卵鶏農場及びGP施設の鶏舎環境・鶏糞材料についてサルモネラに係るモニタリング検査を実施し、農場に対し衛生対策を指導した。

調査場所	調査回数	調査検体数	検査材料	結果
採卵鶏農場 3戸	11回	55検体	鶏舎環境、糞便等	全例陰性

ウ 動物用医薬品の危機管理

(ア) 薬剤感受性検査

病性鑑定等で病畜から調査対象の細菌が分離された場合に、医薬品等の使用に起因する薬剤感受性の調査を実施する。令和7年度は調査対象菌の分離実績はなかった。

令和7年度調査対象菌	サルモネラ及び黄色ブドウ球菌
------------	----------------

(イ) 動物用医薬品使用実態調査

調査対象	調査内容	調査結果
1農場	医薬品の使用実態調査	適正使用を確認

エ 乳用牛の搾乳衛生指導

バルク乳及び分房乳の検査成績をもとに搾乳衛生指導や乳房炎予防対策を実施した。

(ア) バルク乳の検査実施状況

実施戸数	検査数
8	9

(イ) 分房乳の検査実施状況

実施戸数	検査頭数	分房数
3	25	60

(ウ) 分房乳の細菌検査

菌名	黄色ブドウ球菌	ブドウ球菌	レンサ球菌	大腸菌群	有意菌なし
検体数	9	4	7		26
分離率 (%)	15	7	12	2	43

3 畜産物の安全性確保事業

安全な畜産物の生産を確保するため、巡回調査等で飼料および飼料添加剤の適正使用について指導を行うとともに、生産物について抗菌性物質等の残留検査を実施した。

添加物残留調査

対象農家	戸数	検査材料	抗菌性物質スクリーニングキット検査結果
採卵鶏	3戸	鶏卵	陰性
肉用鶏	1戸	筋肉	陰性

4 放牧衛生対策（妙高市：笹ヶ峰放牧場）

（1）放牧概要

入牧 月日	退牧 月日	日数	放牧 頭数	乳用牛			肉用牛		
				育成牛	成牛	計	育成牛	成牛	計
6/6	10/28	144	68	35	4	39	5	24	29

（2）病類別事故発生状況

入牧頭数	疾病名										計	疾病 発生率	死廃率
	伝 染 病	呼 吸 器 病	消 化 器 病	循 環 器 病	運 動 器 病	泌 尿 生 殖 器 病	眼 病	皮 膚 病	外 傷 ／ 事 故	そ の 他			
乳用牛		1					1				2	5.1%	0%
肉用牛					1				1	1	3	10.3%	0%

(3) 放牧場衛生検査成績

ア 牛伝染性リンパ腫

(陽性/検査数)

上牧前	開牧	7月	8月	9月	10月
陽性 乳用5頭、肉用6頭	A群	12/NT	13/NT	13/NT	11/NT
	D群	—	—	—	—
陰性 乳用29頭、肉用18頭	B群	0/24	0/24	0/22	0/22
	C群	0/27	0/27	0/25	0/20
上牧前 58頭		63	64	60	53

※ 陽性:抗体検査または遺伝子検査で陽性 陰性:抗体検査及び遺伝子検査の両方で陰性
 A群:陽性の種付を必要とする群 B群:陰性の種付を必要とする群
 C群:陰性で種付を必要としない群 D群:陽性で種付を必要としない群
 NT :既知陽性個体のため検査実施せず
 陰性群において、陽転牛は確認されなかった

イ プロプラズマ症

(陽性/検査数)

群	8月	9月	10月
A群	1/13	1/1	2/11
B群	1/24	0/0	5/22
C群	3/27	0/4	6/20
D群	—	—	—

ダニが媒介するプロプラズマ原虫について、赤血球への寄生度で区分

8月:全頭検査 9月:下牧予定牛のみ抽出検査 10月:全頭検査

軽度寄生を8月に4頭、9月に1頭及び10月に12頭確認。また、中程度寄生を8月に1頭(B群)及び10月に1頭(A群)確認。

5 動物薬事・獣医事

(1) 動物用医薬品等販売業者への立入検査

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、動物用医薬品販売業者に対し、医薬品の販売、流通が適正に図られるよう指導・監視し、併せて許可及び許可更新の事務を行った。

区分	販売業者数		立入箇所数
	期首	期末	
特例店舗販売業	22	22	9
高度管理医療機器等販売・賃貸業	2	2	0
管理医療機器等販売・賃貸業	2	2	0

新規: 0件、廃止: 0件

(2) 動物用医薬品残留事例調査

と畜検査における動物用医薬品残留事例の調査・指導

・令和7年度残留調査：なし

(3) 飼育動物診療施設への立入検査

獣医師法及び獣医療法等に基づき、飼育動物診療施設の立入を行い、施設の整備状況、動物用医薬品の適正な使用や管理、及びエックス線装置の使用状況と適正管理等について、調査・指導を実施した。

区分	施設数		立入箇所数
	期首	期末	
飼育動物診療施設	22	22	4

新規：0件、廃止：0件

6 家畜生産振興事業

(1) 種畜検査

家畜改良増殖法に基づく種畜検査を計画した。対象牛2頭中1頭死亡、1頭廃用と畜したため検査は行われなかった。

畜種	検査対象	検査頭数
牛	笹ヶ峰放牧場	黒毛和種 0頭

(2) 家畜人工授精

家畜改良増殖法に基づき家畜人工授精所の運営状況を調査し、開設者に対し、精液や受精卵の販売・流通が適正に図られるよう指導した。

区分（家畜の種類、業務の別）	許可施設数		立入箇所数
	期首	期末	
牛、家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保管	7	7	3

(3) にいがた和牛レベルアップ推進事業

畜産研究センターと連携し生産者や技術者を支援し、受精卵移植による遺伝的能力の高い和牛子牛の増産を図るとともに、肥育技術等向上のための現地調査（血中ビタミンA濃度検査等）や技術指導を実施した。

ア 採胚成績

畜産研究センターの協力により採胚を実施した。

実施頭数	品 種	生産胚数
1	黒毛和種	1

イ 移植成績

移植形態	移植頭数	受胎頭数	妊否不明	受胎率(%)
凍結1卵	6頭	2頭	3頭	67

ウ 血中ビタミンA濃度等検査実施状況

畜種	検体数 (実農場数)	検査項目別検体数					
		ビタミンA	β カロテン	T-Cho	BUN	GOT	GGT
肉用牛	123(3)	123	104	123	123	123	123

7 その他

(1) 中心的経営体指導強化推進事業

公益社団法人新潟県畜産協会と連携し、生産者に対して、経営の改善・安定化を図るため、経営診断及び飼養管理指導を実施する事業。令和7年度、指導を希望する生産者はいなかった。

(2) 農業共済事業への協力

NOSAI 新潟上越支所と協力し、酪農家2戸に対して乳汁検査及び搾乳衛生指導を行った。

(3) 学校飼育家畜飼養管理指導

学校飼育動物研修会（令和7年4月17日開催）において、教員を対象に衛生的な管理方法について指導するとともに、小学校において飼育及び環境指導を5校で実施した。

8 調査研究等の概要

令和7年度新潟県家畜保健衛生業績発表会発表演題

演題名：牛ウイルス性下痢持続感染牛摘発農場における対応とまん延防止への取組

(発表者：竹内智胤)

【はじめに】

飼養規模約50頭の管内1酪農場で牛ウイルス性下痢(BVD)の持続感染牛(PI牛)を摘発。当該農場(A農場)においてPI牛摘発以降の対応に加え、管内公共牧場及び牛飼養農場へまん延防止の取組を行ったことから、その概要を報告する。

【発生概要】

令和7年5月、当所管内公共牧場の上牧予定牛を対象としたBVD特異遺伝子検出(BVD-PCR)で、A農場の自家産7か月齢ホルスタイン種1頭でBVD-PCR陽性となり、3週間後の2回目検査で再度陽性、PI牛と確定した。それに伴いA農場の飼養牛全頭検査を実施し、さらに交雑種子牛のPI牛1頭を摘発。同居牛の中和抗体価は8~4096倍以上の抗体陽性が50頭中44頭(88.0%)と農場内に広く浸潤していることが確認された。以降はA農場で出生する子牛のBVD-PCRを継続。令和7年12月末時点で13頭を実施し、PI牛は摘発されていない。A農場から県内農場へ出荷した牛で出生日からPI牛を疑う個体について追跡調査を実施。肉用牛繁殖経営のB農場ではA農場由来3頭を含む18頭全頭でBVD-PCR陰性であったが、13頭で抗体陽性となり、BVDウイルス侵入が疑われた。後の新生子牛の検査ではPI牛は摘発されなかった。飼養規模400頭肉用牛一貫経営のC農場ではA農場由来4頭のうち1頭の交雑種PI牛が摘発された。後の新生子牛の検査では令和7年12月末時点でPI牛は摘発されていない。

【まん延防止の取組】

管内公共牧場の上牧要件にBVDワクチン接種が含まれていなかったため、令和7年6月6日開牧時に全頭接種。A農場には1か月の上牧延期を要請。次年度以降は上牧の要件にBVDワクチンを加えることとした。例年はBVDスクリーニング検査として酪農場ではバルク乳を用いて行っているが、肉用牛繁殖農場では検査を行っていなかったことから、検査実施を呼びかけ。令和7年12月末時点でB農場を含む4農場でスクリーニング検査を実施し、新たに飼養規模5頭の1農場(D農場)でPI牛1頭を摘発した。

【今後の課題】

当所管内において上牧前やバルク乳のBVD-PCRは定期的に行っているものの、農場において警戒心は決して高いものではなかったことから、病態に対する理解、ワクチン接種の重要性および定期的なスクリーニング検査の必要性を浸透させていくことが課題と考えられる。

第4 参考資料 家畜衛生関係等手数料 (令和8年4月1日現在)

1 新潟県手数料条例に基づく関係手数料

(1) 家畜検査手数料

区分		対象家畜	手数料単価
ア 検査	結核	牛	350 円
	ブルセラ症	牛	350 円
	腐蛆病	蜜蜂	170 円
	ピロプラズマ症	牛	470 円
	ヨーネ病	牛 月齢 6 か月未満 月齢 6 か月以上	520 円 700 円
	家さんサルモネラ症 (ひな白痢)	鶏	70 円
	伝染性海綿状脳症	牛 焼却しない場合 焼却する場合	6,800 円 35,000 円
	オーエスキー病	豚	880 円
イ 注射	豚熱	豚及びいのしし	330 円
ウ 証明書	家畜の検査、注射、薬浴、投薬証明書の交付		300 円

(2) 動物用医薬品販売業関係手数料

区分	手数料単価
販売業等許可申請	29,000 円
販売業等許可更新申請	12,200 円
販売従事者登録申請	7,600 円
販売業等許可証書換え交付	2,200 円
販売業等許可証再交付	3,100 円

(3) 家畜人工授精関係手数料

区分	手数料単価	
家畜人工授精師養成講習手数料	40,000 円	
家畜人工授精師免許申請	1,800 円	
家畜人工授精師免許証書換え交付	1,700 円	
家畜人工授精師免許証再交付	1,700 円	
家畜人工授精所開設許可申請	5,700 円	
家畜人工授精所開設許可証書換え交付	1,700 円	
家畜人工授精所開設許可証再交付	1,700 円	
牛受精卵移植手数料	過剰排卵処置	19,100 円
	受精卵の採取	13,300 円
	受精卵の凍結保存	8,700 円
	受精卵の移植	8,600 円

2 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則に基づく手数料

(1) 検査手数料は家畜共済点数表 (A 欄) の点数に 10 円を乗じた額

(2) 豚熱予防液の管理に係る手数料の額：1 件 60 円

(3) その他、知事が別に定める検査の手数料

区分	手数料単価
月齢が 6 か月以上の牛のヨーネ病検査	770 円
豚のオーエスキー病検査	860 円
サルモネラ検査	4,200 円
病原性大腸菌 0157 検査	4,200 円
豚丹毒検査	290 円
遺伝子検査	2,000 円
衛生検査証明書の交付	300 円